

財団法人 大阪民間社会福祉事業従事者共済会

退職共済制度検討委員会設置要綱

(目的)

第 1 条 財団法人大阪民間社会福祉事業従事者共済会（以下「共済会」という）の退職共済制度の健全性の維持と会員の意向を反映した制度確立を目的とした調査検討を行うため、退職共済制度検討委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、共済会の退職共済制度における、次に掲げる事項について調査検討し、理事長に提言をおこなう。

(1) 健全な財務内容を維持するための制度のあり方に関すること

(2) 時代に対応した制度のあり方に関すること

(3) その他理事長が諮問した内容に関すること

(委員会の構成)

第 3 条 委員会は、15名以内をもって構成する。

2 委員は次の中から選出する。

(1) 大阪府社会福祉協議会経営者部会

(2) 大阪府社会福祉協議会保育部会

(3) 大阪府社会福祉協議会老人施設部会

(4) 大阪府社会福祉協議会母子施設部会・児童施設部会

(5) 大阪府社会福祉協議会成人施設部会

(6) 大阪府社会福祉協議会セルフ部会

(7) 大阪府社会福祉協議会従事者部会

(8) 大阪市私立保育園連盟

(9) 大阪市児童福祉施設連盟

(10) 行政関係者

(11) 法曹関係者

(12) 会計士若しくは税理士

(13) 学識経験者

(14) 共済会常務理事

(委員の委嘱)

第 4 条 委員は理事長がこれを委嘱する。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員の欠員により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 委員会には委員長及び副委員長を各1名おく。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、委員会の職務を総務し、委員長に事故あるときは、副委員長が職務を代行する。

(委員会の運営)

第 7 条 委員長は、必要に応じて委員を招集し委員会を開催する。

2 委員会は、委員の2分の1以上の出席で成立する。

3 委員会の議事は、出席委員の2分の1以上で議決する。可否同数の時は委員長の決するところによる。

4 委員会は、その所轄事務を遂行するために必要と認めるときは、広く会員や関係機関等に意見を聞く機会を設けることができる。

(意思決定)

第 8 条 理事長は、委員会から第2条の各号に定める事項に関する提言を受けたときは、理事会を開催し、意思決定を行うものとする。

(情報の開示)

第 9 条 委員会の会議録は、事務局に備え置き、閲覧の請求があった場合には、これを閲覧させるものとする。

(委員会の庶務)

第10条 委員会の庶務は、共済会事務局で行う。

(運営事項の制定)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則 この要綱は、平成13年11月1日から施行する。